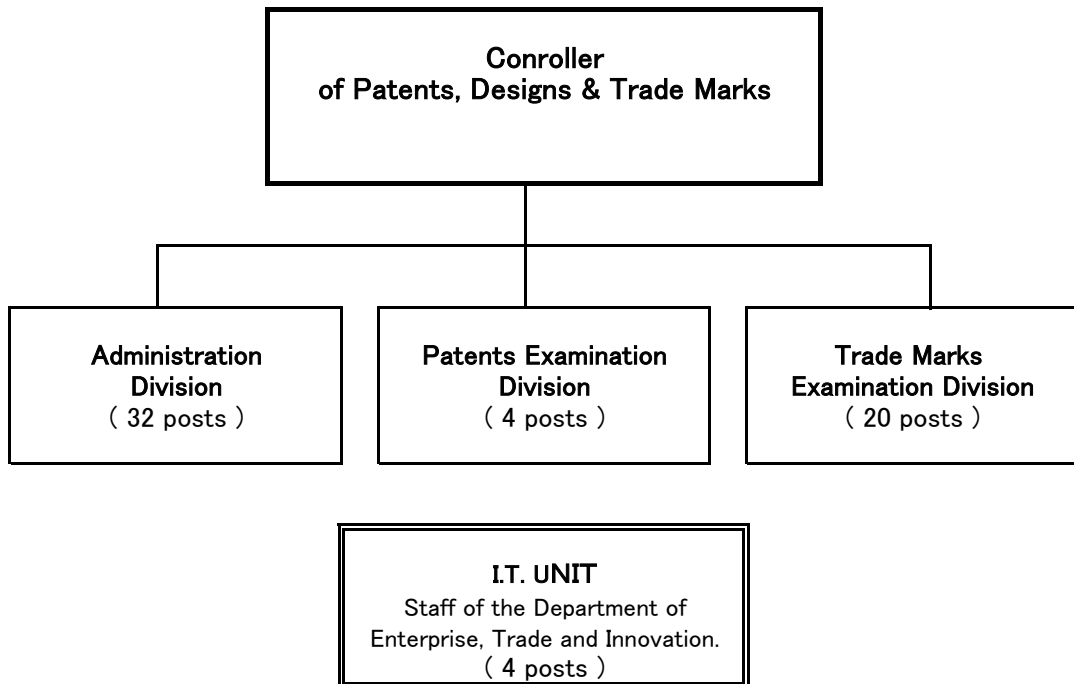


①国名	Ireland (IE) (アイルランド)				
②名称	Intellectual Property Unit Department of Enterprise, Trade and Employment				
③所在地	23 Kildare Street Dublin 2 D02 TD30				
④連絡先	(電話) (353) 1 631 2121 (FAX) (353 56) 772 01 00 (E-mail) ipu@enterprise.gov.ie (internet) https://enterprise.gov.ie/en/				
⑤組織の長	Principal Officer: Ms. Karen Hynes				
⑥沿革	<p>(1) アイルランドにおいては、1927年5月20日に特許、意匠及び商標を含む工業及び商業所有権が施行された。</p> <p>(2) この1927年に制定の法律は1959年の改正法により改正され、1959年2月3日に特許、意匠及び商標を含む工業所有権法が施行された。</p> <p>(3) 現時点においては、施行されている特許、意匠及び商標法は、次の通りである。 特許については、1992年の工業所有権法(法律No. 28)が1998年8月17日から施行されている。 意匠については、2001年の工業所有権法(法律No. 39)が2002年7月1日から施行されている。 商標については、1996年の工業所有権法(法律No. 6)が1996年7月1日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1970/4/26	ベルヌ 1927/10/5	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1925/12/4
	トロピ(オリンピック)	パリ 1925/12/4	PLT 2012/5/27	レコード保護	ローマ 1979/9/19
	シンガポール	TLT 1999/10/13	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1999/12/15	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 2010/9/1	PCT 1992/8/1	ロカルノ 1971/4/27	ニース 1966/12/12
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Ireland (IE) (アイルランド)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	137	108	93	129
		(内 外国出願)	75	32	35	54
		(内 日本から)	5			1
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	131	533	124	163
		(内 外国出願)	11	416	25	47
	意匠	全数	65	82	72	67
		(内 外国出願)	15	44	18	8
		(内 日本から)				
	商標	全数	3,770	3,749	3,403	3,376
		(内 外国出願)	1,718	1,819	1,761	1,618
		(内 日本から)	21	23	15	12
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	60	52	48	42
		(内 外国出願)	42	24	31	24
		(内 日本から)	2	2	2	
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数	27	35	83	73
		(内 外国出願)	4	8	59	34
意匠	全数	96	86	53	58	
	(内 外国出願)	31	49	17	12	
	(内 日本から)					
商標	全数	3,062	2,841	2,951	2,803	
	(内 外国出願)	1,776	1,686	1,793	1,687	
	(内 日本から)	20	18	23	27	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>



①国名	Ireland (IE) (アイルランド)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016年12月17日改正 本解析は従前の2014年12月法により解析した。
	③地理的効力の範囲	アイルランド国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第16条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、営業(事業)の拠点がアイルランド国内にある公的代理人を選任しなければならない。
	⑦出願言語	英語。英語以外の場合は翻訳文を提出しなければならない。
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許は、出願日から20年。(特許法第36条(1)) 短期特許は、出願日から10年。(特許法第63条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第11条)
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。(特許法第12条) (1) 出願日6月前に当該発明が守秘義務違反で公表された場合。 (2) 出願日6月前における国際博覧会での展示。
	⑪非特許対象	(1)発見、科学的理論及び数学的方法(手法)。 (2)美的創作物。 (3)精神的行動の達成、遊戯又は事業を行うための計画、規則及び方法。 (4)情報提供(提示)。 (5)コンピュータプログラム (6)公序良俗に反する発明。 (特許法第9条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第31条)
	⑬審査請求制度の有無	無。ただし、調査報告書作成請求ができる。(特許法第29条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	出願は、出願日又は最初の優先日から18月後に公開される。 (特許法第28条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。ただし、裁判所に特許の無効を請求することができる。 (特許法第57条)
	⑱実施義務	有。 (特許法第70条)
	⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 特許出願料 125 EUR 短期特許出願料 60 EUR 審査請求料 200 EUR 特許登録料 64 EUR 短期特許登録料 30 EUR [特許権維持に掛かる費用] 3年次 60 EUR 9年次 194 EUR 15年次 335 EUR 4年次 90 EUR 10年次 220 EUR 16年次 356 EUR 5年次 114 EUR 11年次 242 EUR 17年次 382 EUR 6年次 134 EUR 12年次 265 EUR 18年次 408 EUR 7年次 150 EUR 13年次 285 EUR 19年次 438 EUR 8年次 176 EUR 14年次 311 EUR 20年次 468 EUR

①国名	Ireland (IE) (アイルランド)	
	⑩料金減免措置の有無	無。
	⑪PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。アイルランドにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。

①国名	Ireland (IE) (アイルランド)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2002年7月1日施行(2001年11月27日法律第39号)
	③地理的効力の範囲	アイルランド国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及びその法定承継人 (意匠法第19条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。アイルランドに非居住の出願人は、アイルランド国内に送付先を定める必要があり、アイルランド国内に居住の代理人を選任しなければならない。 (意匠法規則8)
	⑦出願言語	英語。外国語による出願の場合、翻訳文を提出しなければならない。
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から5年。5年毎に4回更新することができる。(最大25年) (意匠法第43条)
	⑨新規性の判断基準	欧州域内公知、欧州域内刊行物 (意匠法第12条)
	⑩グレースピリオド	有。次の3つのケースが規定されている。 (1) 正当な創作者による出願前より12ヶ月前の公知 (2) 第三者による出願日12ヶ月前又は優先権主張日前の12ヶ月前冒認による公知 (3) 創作者又は承継人の許可無しに当該意匠が公知になった場合。
	⑪不登録対象	(1)製品の技術的機能によってのみ決定される当該意匠の外観的特徴 (2)当該意匠が別の製品の中に組み込まれたコピー(模造品)の外観的特徴。 (3)モジュラーシステム内での相互に交換可能な製品の組立又は接続のために用いられる意匠 (4)出願日前若しくは優先権主張日前に、当該意匠と同一の意匠が公衆に利用されている場合。(公知)
	⑫実体審査の有無	有。 (意匠法第21条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第2条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、複数意匠出願ができる。 (意匠規則19)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。 (意匠法第32条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。登録後何時でも、意匠の無効を申立てることができる。 (意匠法第47条)
	㉓登録表示義務	有。登録表示義務を怠った場合の特別な措置はないが、権利侵害者からの防衛措置に対する対抗要件がなくなる。

①国名	Ireland (IE) (アイルランド)		
	②④費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料 70 EUR(1意匠につき) 25 EUR(1超の各意匠につき)	
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		存続期間の更新料(第2回目、第3回目、第4回目、第5回目の各5年間)	
		第2回目の5年間 50 EUR	
		第3回目の5年間 70 EUR	
	第4回目の5年間 80 EUR		
	第5回目の5年間 100 EUR		
	②⑤料金減免措置 の有無	無。	

①国名	Ireland (IE) (アイルランド)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年2月2日改正
	③地理的効力の範囲	アイルランド国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標法第6条、第37条、第54条、第55条、First Schedule、Second Schedule)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、結合商標、立体商標、色彩商標、音響商標、芳香商標
	⑦出願人資格	標章を使用する者(個人、組織、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第10条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、書類の送付先をアイルランド国内に定めなければならない、アイルランド国内に居事由する代理人を選任しなければならない。
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年、10年毎に更新することができる。 (商標法第47条)
	⑬クレスピリオド	無。
	⑭不登録対象	<ul style="list-style-type: none"> (1) 視覚的に表現できない標章及び識別力を欠く標章 (2) 単に商品の種類、質、量、価値等を示すために取引で使用される標章若しくは表示からなる標章 (3) 単に現在の言葉又は取引の善意かつ確立された実務において一般的となっている標章若しくは表示からなる標章 (4) 単に商品の性質に起因する形状からなり技術的結果を得るのに必要であり、又は商品に自質的価値を与える標章 (5) 公序良俗に反する標章 (6) 国内法若しくは欧州共同体法の規定に基づきアイルランドにおいて使用が禁止されている標章又は悪意で出願された標章 (7) アイルランドの国の紋章又は紋章と誤認する程度まで類似の図案若しくは記章からなる又はそれを含む標章 (8) アイルランド国旗の表示からなる又はそれを含む標章であって長官が使用が誤認を生じさせる又は極めて非礼であると考えられる標章 (商標法第8条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第61条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件の審査後、識別性及び先行する商標のついての審査が行われる。 (商標法第42条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も出願公告日から3月以内に異議申立を行なうことができる。 (商標法第43条、規則18(1)、(2))

①国名	Ireland (IE) (アイルランド)	
②③無効審判制度の有無	有。	(商標法第52条)
②④不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年間の不使用は、不使用取消の対象となる。	(商標法第51条)
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。 (商標規則14)	
②⑥図形要素の分類	無。	
②⑦譲渡要件	無。商標は、営業とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第28条)	
②⑧費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 70 EUR</p> <p> 70 EUR(1超の各分類につき)</p> <p>登録料 177 EUR</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 250 EUR</p> <p> 125 EUR(1超の各分類につき)</p>	
②⑨料金減免措置の有無	有。 (商標規則4(5))	